

## ACSV MONTHLY LETTER

## ● 未払賞与は計上できるか

かつては、企業会計上の主な引当金は税法上も認められていましたが、平成10年度以後の税制改正により、貸倒引当金・返品調整引当金を除いて認められなくなりました。その後の企業会計は、国際的な時価会計の流れのなか、度重なる改正や新基準など大きく変動しており、私見では平成10年度における税法と企業会計の決別は必然の流れだったのではないかと考えています。

さて、賞与はその支払いが決算日の後であっても、以前は「賞与引当金」として損金が認められていました。現在は引当金の計上はできませんが、以下の場合には「未払金」として計上が認められています。

	区分	要件
	労働協約または就業規則により定められた支給予定日が到来している賞与	・ 決算日までに従業員にその支給額を通知していること
	上記以外の賞与	・ 決算日までに従業員にその支給額を通知していること ・ 決算日から1ヵ月以内に支払っていること

これらの要件に該当しない場合は、賞与の支払いをした日の事業年度において損金となります。また、賞与支給日までに退職した人に支払わなかった場合は、未払賞与全額が認められなくなります。

「支給額の通知」が決算日までにされていることを明らかにするため、「通知書」などを作成し、できれば各従業員の自署・押印をとっておくのが望ましいでしょう。また、取締役会で賞与支給額を決定する場合は、その通知日についても決議し、議事録に記載することも考えられます。

## 税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付（第1期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）